

梅ヶ枝中央会計

贈与税の暦年基準を活用した生命保険(代償分割)遺産の利用

Q 事業承継に関係なく遺留分の侵害の可能性がある場合の対策は？
A 遺留分の事前放棄の同意の確認の手法がありますが、贈与税の暦年基準を活用した生命保険(代償分割)の利用が効果的です。

【遺留分】(民法 1028、1029)

遺留分算定の基礎財産の価額

$$\left. \begin{array}{l} \text{相続開始時に} \\ \text{有していた財産} \\ \text{の価額} \end{array} + \begin{array}{l} \text{相続開始前1年} \\ \text{以内に贈与した} \\ \text{財産の価額} \end{array} + \text{特別受益の額} - \text{債務額} \right\} \times \text{遺留分比率}$$

相続人の人数・種類	遺留分割合(比率)
配偶者のみ	配偶者 2 分の 1
配偶者と子	配偶者 4 分の 1、子(代襲相続人を含む) 4 分の 1
子のみ	子(代襲相続人を含む) 2 分の 1
配偶者と直系尊属	配偶者 3 分の 1、直系尊属 6 分の 1
直系尊属のみ	直系尊属 3 分の 1
配偶者と兄弟姉妹	配偶者 2 分の 1、兄弟姉妹なし

【遺留分の事前放棄の同意の確認】

推定相続人の同意と家庭裁判所の許可が必要(民法 1043)。

【贈与税の暦年基準を活用した生命保険(代償分割)の利用】

・贈与税の暦年基準

暦年課税制度による贈与税について、110 万円の基礎控除額は変化なく、最低税率 10%に変化はないため、310 万円の贈与でも、税額は 20 万円(310 万円-110 万円=200 万円。200 万円×10%)となります。

基礎控除後の課税価格	改正前	改正後(2015/1/1~)	
	税率	一般税率 (一般贈与財産) (※)	特例税率 (特例贈与財産) (※)
～ 200 万円以下	10%	10%	10%
200 万円超 ～ 300 万円以下	15%	15%	15%
300 万円超 ～ 400 万円以下	20%	20%	
400 万円超 ～ 600 万円以下	30%	30%	20%
600 万円超 ～ 1,000 万円以下	40%	40%	30%
1,000 万円超 ～ 1,500 万円以下	50%	45%	40%
1,500 万円超 ～ 3,000 万円以下		50%	45%
3,000 万円超 ～ 4,500 万円以下		55%	50%
4,500 万円超 ～		55%	55%

※暦年課税の場合において、直系尊属(父母や祖父母など)からの贈与により財産を取得した受贈者(財産の贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の者に限ります)については、「特例税率」を適用して税額を計算します。

この特例税率の適用がある財産のことを「特例贈与財産」といいます。また、特例税率の適用がない財産(「一般税率」を適用する財産)のことを「一般贈与財産」といいます。

●生命保険

一旦相続時精算課税を選択すると、暦年課税を行うことは不可能です。従って相続時精算課税制度を検討する前に、相続税の負担を回避するため、生命保険の掛金相当を贈与し(贈与税の納付履歴の明確化等)、所得

本資料は、当社が信頼できると判断した情報源から取得した情報に基づいて作成いたしておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。本資料の内容につきましては、貴社のご判断に基づき、ご活用いただきますようお願いいたします。なお、本資料の内容に関する一切の権利につきましては当社に帰属し、本資料の全部又は一部を当社の承諾なしに公表又は第三者に伝達することはできません

税控除後の保険金額を相続税の納付に充当するスキームが有効と考えられます。

※被保険者を被相続人とし、契約者・死亡保険受取人を同一相続人とした場合、一時所得とはなるものの、相続税の課税対象とはなりません。

個人による付保(一時金)

契約者	被保険者	死亡保険受取人	税金の種類
A(夫)	A(夫)	C(子)	相続税
B(妻)	A(夫)	C(子)	贈与税
C(子)	A(夫)	C(子)	所得税・住民税(一時所得) 「死亡保険金-必要経費(既払込保険料相当額)-特別控除(50万円)」が一時所得となり、この金額を1/2した額を他の所得と合算して所得税の計算

●代償分割

代償分割を行うことを前提として、上記の生命保険を活用することが有効です。

・代償分割…遺産の分割に当たって共同相続人などのうちの1人又は数人に相続財産を現物で取得させ、その現物を取得した人が他の共同相続人などに対して債務を負担するもので現物分割が困難な場合に行われる方法

・代償分割の例…相続人甲が、相続により土地(相続税評価額 4,000 万円、代償分割時の時価 5,000 万円)を取得する代わりに、相続人乙に対し現金 2,000 万円を支払った場合。

(1) 甲の課税価格

4,000 万円-2,000 万円=2,000 万円

(2) 乙の課税価格

2,000 万円

(国税庁 HP「No.4173 代償分割が行われた場合の相続税の課税価格の計算」抜粋)

●二次相続の検討

生命保険を活用した代償分割を検討する際、二次相続(被相続人→配偶者。配偶者→子息)の影響もシミュレーションすることが有効です。

(例)

被相続人が、配偶者・子に対して、被保険者を被相続人、契約者及び死亡保険受取人を配偶者・子とする保険の締結。